

P T A 等共済だより

第20号
2014/9/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 P T A 等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 立入検査に同行させていただいて

今年度は、複数の県の教育委員会からの要請で、いくつかの共済団体への立入検査に同行させていただきました。同行した中で気が付いた点等をご紹介します。

共済の実務自体は、共済団体の皆さんは、法ができる前から継続して実施している部分のことでもあるためほぼ問題なく実施されているものと思われます。ただし、業務の中には、P T A 等共済法施行後は、取扱いが異なってくる事項もあるため注意が必要です。例えば、4月1日から補償を開始するためには、前年度末（3/31）までに、共済契約者（単位P T A や学校等）と共済団体の間において共済契約を締結しておく必要があります。また、所定の期日までに加入者個人から共済掛金を収納しないと契約自体が失効になるなど、保険法などからの規定を考慮する必要があります。また、途中脱退の場合は、基本的には、未経過分の共済掛金を返還する必要があります。（返還に要する費用が返還する共済掛金よりも多い場合など合理的な理由がある場合は除く）

特に気になっているものが、決算報告書や共済規程にかかる点でした。参考にさせていただければと思います。

■ 決算報告書

P T A 等共済法においては、区分経理（法第10条）という考え方があり、共済事業と他の事業は区分して経理する必要があります。また、準備金、責任準備金、支払備金など、保険や共済に独特な法律上求められる積立てをしなければならぬものがあります。行政庁に提出された決算報告書や昨年度の文部科学省での調査では、次のような事例が見受けられました。

- ・ 区分経理ができていない
- ・ 共済掛金と会費（共済掛金以外に集める運営費等）と区別できていない。
- ・ 認可前の見舞金と認可後の共済金の区別ができない。
- ・ 法律で規定された準備金・責任準備金・支払備金の積立てができていない。
- ・ また、勘定科目等からそれらが認識できない。認識しづらい。

これらは、経理担当者、税理士又は公認会計士等のP T A 等共済法にかかる各規定の理解不足等が起因していると思われます。法律は読みにくいものではありませんが、是非とも理解して欲しいところです。また、文部科学省では、共済監査に関する資料や公益法人会計基準（平成20年基準）に基づいた財務諸表の作成例も配布していますので、是非ご活用いただきたいと思います。

■ 共済規程

次のような事例がみられました。

- ・ モデル共済規程のような形式になっていない。（共済規程とは、事業方法書、共済約款、算出方法書の3つから成るものです。）認可前の見舞金給付規程をそのまま使っている例も見受けられる。
- ・ 上記と関連して、規定内容に不足が見受けられる。
- ・ 消滅時効の期間やその起点等、認可前とその取扱いを変更すべきものがみられる
- ・ 見舞金と共済金の区別ができていない。または混同している。

共済規程を変更するには大変な時間と労力を要することになります。変更の必要性の可否も含め、早めに見直しに着手されることをお勧めいたします。段階的に進めていくことも考えられます。

■ 次の事業計画及び収支予算作成に向けて

P T A 等共済法の施行から、丸3年を経過しました。早い次期に認可を取得した共済団体では、4事業年度目に入っています。多くの団体は、2～3年目、事業計画の最後の年度を迎えているところであると思います。

認可申請の段階では、3年分の事業計画書と収支予算書を作成し、認可申請の添付書類として提出していただいておりますが、当初の計画や予算が適正だったのか、共済掛金は妥当なのか、収支バランスはどうか。次の事業計画及び収支予算の作成に向けて、現状を振り返る時期になっています。契約内容や補償内容を規定している共済規程も同様です。不明瞭な規定等はないか等又は規定漏れはないか。共済規程の変更には、社員総会又は評議員会での決議をし、行政庁から承認を得ることが必要です。手続きにかかる日数等や行政庁での審査の時間も考慮して、早めの検討に入ることが必要であると思われます。

■ お知らせ

- ・ 研修会等を予定している団体は、お早目に御相談ください。
- ・ F A Q のコーナーは都合によってお休みさせていただきました。

次号の発行は、10月下旬。10月中旬頃、毎年実施している「共済事業の実施状況に関する調査について」の依頼を都道府県教育委員会宛に行う予定です。お手数をお掛け致しますが、御理解の上御協力願います。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にP T A 等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！



■ 共済団体のご紹介



普通救命講習会の様子



共済事業研修会の様子

ようやく軌道に乗ってきたとはいえ、今後に向けての課題もまだまだありますが、加入者から信頼される共済制度に向けて、努力していきたいと考えております。（事務局次長：樋口 尚）

一般財団法人 大阪府子ども会育成連合会（共済事業開始：平成24年4月）

共済事業を開始して今年度で3年目に入りました。この間には、各市町こ連事務局担当者様からたくさんご質問も頂戴して、その対応に時間もかかったこともありましたが、比較的大きな混乱もなくここまでこれたことは、大阪府教育委員をはじめ皆様方からのご指導や温かいご助言そしてご協力があったことと、何より審査委員の皆様には、共済請求に対してしっかりと支えて頂いていることです。また、今年度からは堺市子ども会育成協議会にもご契約を頂き、大きな力となっております。

さて、毎年子ども会活動が活発になる時期を前に実施しております安全教育推進研修会は、6月に普通救命講習会を実施しました。心肺蘇生の手順やAEDの使用法また、応急手当などについて詳しく講習をしました。

また、9月9日には文部科学省の吉谷係長と公益法人全国子ども会連合会の協賛事業部長（共済担当）の杉浦さんを講師に迎え研修会を実施しました。この中では旧見舞金制度と共済制度の違い点から今後の課題と対策に至るまでご講義を頂いた後、現状での課題点の意見交換をさせて頂きました。今回初めての研修会でしたが、今後も続けていきたいと思っております。

一般財団法人 青森県高等学校安全互助会（共済事業開始：平成24年4月）

本会の事業内容は、共済金等給付事業・事業助成・学校安全普及充実事業・広報活動の4つを柱としていますが、今回は講演会及び研修会の開催や後援について報告します。

本県高P連には6地区協議会がありますが、各地区では安全教育に係わる講演会や研修会を毎年実施しています。本会ではこの企画書を精査し、最大限10万円の助成をしています。25年度には、親と子と教師の集い「情報モラル教育」、地区高校生健全育成大会「安心なインターネットを考える」、研修会「薬物依存者からのメッセージ」「保護者が知っておくべき消費者問題」「高校生と保護者の健康について」などが行われました。高校生直接参加型と、保護者対象型の研修がありますが、それぞれに智恵を絞って充実した研修会が開催されています。

青森県は、全国一の短命県です。その汚名返上のために県を上げて運動を展開していますので、本会としても今後とも安全普及啓発活動には力を入れたいと思います。

本会は、共済事業の認可を得て3年目に入りました。継続事業ですので運営の方はスムーズですが、内部規程などの作成に苦慮しています。又、生徒の数が減り続けているのに、共済金の支払いが多くなり、収支バランスが崩れそうです。やがて具体的な対応を考える時がやってくるので、色々情報を収集したいと考えています。（事務局次長：田辺典忠）



本谷事務局長、田辺次長、今さん



全国子ども会連合会
コンプライアンス委員会

PTA等共済室

- 9月2日（火）- 5日（金）公益社団法人全国子ども会連合会立入検査
- 9月9日（火）-10日（水）一般財団法人大阪府子ども会育成連合会研修会
同会事務所、大阪府子ども会連合会事務所、府教委訪問
- 9月20日（土）-21日（日）公益社団法人全国子ども会連合会
シニア・リーダー研修会
- 9月30日（火）公益社団法人全国子ども会連合会コンプライアンス委員会・研修会

■ 編集後記

本号誌面には、秋の味覚である栗や紅葉のイラスト使っていますが、先日、むしように秋を味わいたくなり、栗ご飯を作ることにチャレンジしてみました。生栗を買ってきて、それを熱湯をかけ少し冷まし、皮を柔らかくしたうえで、むくこと1時間。手がしびれそうになりながらもやり遂げました。むいた栗と米を入れ、酒、みりん、塩、醤油も少々入れて炊きました。栗ごはんを自分で作るのは初めてでしたが、とても美味しくできました。普段は、炊き込みご飯よりは、白いご飯が好きなのですが、たくさん食べられました。

旬とは、その食材の収穫量がピークになり、栄養価も高く最も美味しい時期であると言われていています。食材だけではなく、何事もタイミングを逃すとその効用は失われるか減少するものです。共済も、畑を耕す時期もあれば、種をまいたり、水や栄養を与えたりする時期もあります。急に台風が来たりヒョウが降ることもあるかもしれません。必要な時期に必要なことをし、一段落したら、次の準備のために道具を手入れすることも必要です。（PTA等共済室：食生活アドバイザー 吉谷）

